

## 一般社団法人日本老年歯科医学会 老年歯科専門医制度規則

(令和元年6月5日改正)

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 本制度は、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する専門的な知識と診療技術及び高齢社会に対応できる総合的な診療能力を有する歯科医師を養成することにより、国民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

## (事業)

第2条 前条の目的を達成するために一般社団法人日本老年歯科医学会(以下「本会」という)は、定款第3条第3号に基づき、本会老年歯科専門医(以下「専門医」という)制度の実施に必要な事業を行う。

## 第2章 新規認定

## (認定資格)

第3条 専門医の新規認定を受ける者は、次の各号のすべてを満たさなければならない。

- 1) 本会認定制度委員会(以下「委員会」という)が実施する審査に合格した者
- 2) 本会理事会で資格認定が承認された者

## (申請資格)

第4条 専門医の新規認定の申請をする者は、次の各号のすべてを満たさなければならない。

- 1) 日本国歯科医師の免許を有する者
  - 2) 本会認定医(以下「認定医」という)資格を有する者
  - 3) 専門医申請時において、継続して5年以上本会正会員である者
  - 4) 認定医として、通算2年以上にわたり高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に従事している者
  - 5) 高齢者に必要とされる歯科医療に関わる認定研修を履修した者
- 2 前項3) 4) 5)の規定にかかわらず委員会が適正と認めた者

## (認定研修)

第5条 前条第1項5)に定める認定研修は、専門医として次の各号の内容を修得することを目的とする。

- 1) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する専門的な知識と診療技術
- 2) 高齢社会に対応できる総合的な診療能力
- 3) 地域の歯科医師及び他の専門職種からの要請に応えることができる能力
- 4) 先端的な医療を理解し情報提供できる能力

第6条 認定研修は、次の各号のすべてを満たさなければならない。なお次の2) 3) 4) 5)の細目は別に定める。

- 1) 歯科医師の臨床研修修了登録証取得後、本会研修機関（以下「研修機関」という）において、通算5年以上の研修歴あるいは、それに準ずる経歴。なお、認定医資格取得前における研修は3年を上限として、専門医申請のために必要な研修期間に含めることができるものとする。
- 2) 申請前の5年間における研修カリキュラムの履修
- 3) 申請前の5年間における学術大会等及び研修への出席
- 4) 学術業績
- 5) 申請前の5年間における診療実績及び診療報告

第7条 前条第1項1)に定める研修の修了とは、以下の項のいずれかを満たす者とする。

- 2 研修機関における申請前5年以上の研修歴かつ認定医取得後2年以上の高齢者歯科医療における臨床経験者
  - 1) 常勤及び非常勤のいずれも認めるが、雇用の場合は「職歴」とし、非常勤は1週間あたりの勤務日数を明らかにする。研修生等の場合は「学歴」とし、1週間あたりの履修時間を明らかにする。
- 3 次の各号をすべて満たす臨床経験
  - 1) 臨床研修修了 登録証取得後通算5年以上（歯科医師臨床研修制度適用以前に歯科医師となったものは除く）かつ認定医取得後2年以上の高齢者歯科医療における臨床経験者
  - 2) 本会指導医（以下「指導医」という）による高齢者歯科医療に関わる研修を申請前5年以上継続的に受けている者

（申請・審査・認定及び登録）

第8条 専門医の新規認定を受けようとする者は、申請審査料を添えて、別に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

第9条 専門医の審査は、申請書類及び認定試験によって行う。認定試験は記述試験を行うものとする。

- 2 申請書類を委員会が審査し、評価する。
- 3 記述試験の結果を委員会が審査し、評価する。
  
- 4 専門医としての適格性の評価は委員会が行い、判定は出席委員の3分の2以上の賛成によるものを合格とする。
- 5 委員会は理事会に前項の結果を答申し、新規認定の承認を得るものとする。

第10条 専門医の新規認定を受けた者は、登録料を添えて、専門医登録申請書を委員会に提出しなければならない。本会は、申請に基づき登録を行い、認定証を交付するとともに、専門医名簿に掲載する。

- 2 本会は専門医名簿を公表する。
- 3 認定医認定証については発行しない。

### 第3章 更新認定

(申請)

第11条 認定後5年毎に資格の更新を行わなければならない。

第12条 認定証交付日より更新申請時まで別に定める研修単位のすべてを満たさなければならない。

第13条 資格の更新認定を受けようとする者は、更新審査料を添えて、別に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

(審査・認定)

第14条 専門医の更新審査は申請書類により行う。

2 専門医の適格性の評価は委員会が行い、判定は出席委員の3分の2以上の賛成によるものとする。

3 委員会は理事会に前項の結果を答申し、更新認定の承認を得るものとする。

(登録)

第15条 更新認定を受けた者について、本会は申請に基づき継続して登録を行い、認定証を交付する。

(更新認定の保留)

第16条 認定資格の更新申請予定者が、特定事由により更新が困難な場合は、認定期限の半年前までに更新延長申請を行うものとする。

2 更新延長申請を希望する者は理由書(様式16)と特定事由を証明する資料を委員会へ提出しなければならない。

3 更新延長は委員会の審査を経て、理事会承認を必要とする。

4 延長は原則1年とし、前項の手順により1年単位での延長期間を延ばすことができる。

5 延長期間中は認定証の発行及び専門医資格の公表はしない。

6 更新基準を満たした際は速やかに更新申請を行うものとする。

7 特定事由は下記とする。

- 1) 海外への留学
- 2) 海外での勤務
- 3) 妊娠・出産・育児
- 4) 病気療養
- 5) 介護
- 6) 災害被災
- 7) 委員会が特定事由と認めたもの

8 前項の特定事由以外の申し出については、別に定める。

### 第4章 資格の喪失

第17条 専門医は、次の各号の一に該当するとき、委員会において審議し、理事会の議を経て、その資格を喪失する。

- 1) 本人が資格の辞退を申し出たとき
- 2) 日本国歯科医師の免許を喪失したとき
- 3) 本会正会員または名誉会員の資格を喪失したとき

- 4) 第3章に定める更新の手続きを行わなかったとき
- 5) 委員会が専門医として不相当と認めるとき
- 2 本会認定医制度規則第4章に基づく認定医資格の喪失に該当しない場合は、認定医制度規則に従い認定資格を保持できる。
- 3 委員会は、本条第1項5)に基づく資格喪失については、当該専門医に対し、判定する前に弁明の機会を与えるものとする。

第18条 前条により認定を取り消された者は、速やかに本学会に認定証を返還しなければならない。

- 2 本学会は前条の理事会承認後、速やかに登録を抹消する。
- 3 前条より、資格を喪失した者であっても、喪失の事由が消滅したときは再び認定を申請することが出来る。

第19条 本規則第12条を満たさない者で、次の各号のすべてを満たす者は、認定医制度規則第3章に従い、認定医資格を付与することができる。

- 1) 認定医制度規則施行細則第8条を満たす者
- 2) 認定医制度規則第17条に抵触しない者
- 2 前項に該当した者は、認定医制度規則に従い認定資格を保持できる。

## 第5章 補則

第20条 委員会の決定に関し異議ある者は、理事会に申し立てることができる。

第21条 第2章及び第3章に定める審査料ならびに登録料等については、別に定める。

第22条 専門医の資格の適否の審査は、年1回以上とする。

第23条 専門医の登録内容に変更が生じた場合は、速やかにその内容を委員会に届け出なければならない。

第23条 提出された申請書類の内容は認定審査のためにのみ使用するものとする。

第24条 この規則を改廃する場合は、委員会の発議により、規程委員会での協議のうえ、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

### 附則

- 1 この規則は、平成23年6月16日から施行する。
- 2 この規則は、平成24年12月19日から施行する。
- 3 この規則は、平成26年12月11日から施行する。
- 4 この規則は、平成28年6月17日から施行する。
- 5 この規則は、平成28年12月8日から施行する。
- 6 この規則は、平成30年6月21日から施行する。
- 7 この規則は、令和元年6月5日から施行する。